

## 第8章 整備と活用

史跡上之国館跡の整備は、昭和52年度に策定された『史跡上ノ国館跡・花沢館跡保存管理計画』の「史跡地域整備構想」に基づき、昭和54年度から勝山館跡において実施されている。

それ以後、継続的に実施してきた勝山館跡の遺構確認調査の進捗状況に合わせ、昭和59年度には「整備構想」の基本方針に基づき「環境整備実施設計書」を作成し、平成12年度は「整備基本計画」を策定し、整備を取り進めてきたところである。（各年度の整備内容は第3章第2節参照）。

これまでの整備は、「整備構想」で「修景計画区域」として設定された史跡指定地を中心に、広域的整備や関連施設の整備にも配慮しながら、主郭にあたる中心部の遺構復元などを推進してきたところである。

前計画で謳った「整備構想」の道半ばにすぎないが、これまでの整備方針を踏襲し、不足を補いつつ、今後も史跡の整備を図っていくこととする。

### 第1節 整備・活用の基本方針

#### 1 保存に関する事項

三館跡の性格や構造はまだ明らかになっていない部分もある。それらを把握するため、遺構確認調査を実施し、これら調査で判明した結果に基づき、検出された遺構で、その痕跡や機能・構造が明確なものについては、計画的に復元も含めた整備を検討し、今後の整備に繋げていくこととする。

また、史跡指定地外で、史跡に関連する遺構の拡がりや想定される場合は、遺構確認調査を行い、縄張り（構造）など史跡との関連性を検討した上で、重要性の立証が得られた区域を中心に指定地の拡大を行う。公有化後の発掘調査に際しては、整備の基本方針を定め、必要最小限の情報を得るため調査範囲を限定し、実施する。

史跡指定地内には、急傾斜地崩壊危険区域や土石流危険渓流などの土砂災害警戒区域も存在し、表土の流出や中央通路への集水などによる斜面崩落の恐れもあるので、関係部署と連携してハザードマップ（災害予測図）を作成し、自然災害による被害の低減や、災害の未然防止に努める。急傾斜地での発掘調査については、土砂流出や流路変更による集水などによって災害を誘発する恐れがあるので、慎重な対応が必要である。

土塁や空壕、切岸、墳墓など遺構の形状を地形上に視認できる場合は、雑草や灌木類の刈払いを行うとともに、戦後植林された人工林は長期的なスパンで選択的伐採を進めるなど、緑の保全と景観の維持に配慮しながら植生管理を図る。

三館跡は、里山の自然的環境と渾然一体となっているので、整備後の植生管理などを含めた日常的な維持管理、未整備地区にあっては樹叢の維持管理に十分配慮するものとする。

史跡の周辺には、史跡形成の歴史的・地理的な背景となった山林や河川、海などの自然が広がっている。これらが史跡の本質的価値と不可分に結びついていることを認識し、景観保全のための開発規制や、本質的価値を高めるための景観の再生を含め、周囲の景観や自然環境と調和の取れた整備を行うものとする。

#### 2 活用に関する事項

上之国館跡のうち勝山館跡では、これまでの調査で多くの遺構・遺物が検出確認されているが、それらが持つ情報量は豊富であるものの、錯綜しているため十分な整理分析が進んでいない。そのため、今後は大学などの研究機関と連携して調査研究の充実を図り、史跡の本質的な価値やその歴史性を解明し、その調査研究の成果の積極的な情報発信に努めるとともに、学校教育や生涯学習などの分野での活用に供するものとする。

学校教育・生涯学習の分野における一貫した活用は、館跡の総合的理解と、地域への愛着や歴史文化への関心の喚起を促すもので極めて重要であり、より一層の充実を図るものとする。

最近では、問題思考型学習など知的好奇心を促す学習も増えてきているので、遺跡マップ作成への参加や、地域の伝統文化との連携も含め、季節的でなく館跡の一年を通じた活用を考えた「暦づくり」などの取り組みも必要である。

三館跡に関連する文化遺産だけでなく、円空仏やタタミ倉などの文化財、町内の他の遺跡や祭り・伝統行事などの文化遺産との連携を図るとともに、道内外の他の遺跡との広域的な連携による活用を図っていく。

史跡指定地内では遺構等の解説・標示などを行い、見学者が史跡を容易に理解できるよう努めるほか、檜山道立自然公園夷王山地域に指定されている勝山館跡は、山野草や地質・地形にも特徴的なものが見られるので、環境学習を行いながら館跡内をウォーキングできるように樹木・地形地質等の解説・標示なども行う。

三館の一体的な活用を図るための周遊ルートを設定し、案内標識・解説板などのサイン計画の充実を図るとともに、本町唯一の観光拠点である道の駅「もんじゅ」を中核として、ガイダンス施設や旧笹浪家住宅などの拠点施設との連携強化を図るとともに、遺跡間のネットワーク化を図る。

館跡の周知広報については、ホームページなどの開設やマップ等の発刊、情報誌への情報提供などを通して、館跡の調査や関連行事、開花情報など常に新しい情報の発信を行い、同時に道の駅を活用した情報発信の方法などについて検討を加えるものとする。

### 3 整備の区分【第34図 参照】

整備にあたっては、整備対象地域を以下に示す2つの区域に区分し、それぞれの区域の特性に合わせ整備を実施するものとする。

区域	区域の概要	整備内容	
史跡	史跡指定地。 本質的価値を構成する諸要素の多くが所在する区域。積極的な保存・整備を行う区域。	保存	(遺構) 土塁・堀・墳墓等遺構の現状保存に必要な措置 遺構確認のための調査 物見跡、荒神堂跡等の復元的整備 痕跡や機能・構造が明確な遺構の復元も含めた整備  (植栽・景観) 景観保全のための樹叢の枝払い、景観再生のための人工林の選択的伐採や植栽などの植生管理
		活用	(遺構) 土塁・堀・切岸・墳墓等の草刈りの実施  (便益・案内・解説施設) 解説板、案内板、標識
遺構保全区域	史跡と歴史的に一体的な繋がりをもつと想定される史跡周辺の区域。 現状での遺構・景観保全を行う区域。	保存	(遺構) 遺構の現状保存に必要な措置 遺構確認のための調査 調査後、縄張り等を検討した上での指定地の拡大  (植栽・景観) 史跡と一体的な景観保全のための植生管理
		活用	(便益・案内・解説施設) 解説板、案内板、回遊路。

## 第2節 史跡の整備と活用

広大な面積を有し、自然的環境と渾然一体となっている三館跡の整備は、建物、堀、土塁など各遺構について選択的かつ適切な整備を実施し、地形と一体となった縄張りなど全体構造に関する情報を提示しつつ、城館個々の本質的価値を来訪者に的確に伝えていくものとする。

これまでの調査で、三館が単独で存在しているのではなく、それらを結ぶ道や川などを通じて相互に関連し、また、周辺には上ノ国市街地遺跡などの関連遺跡が存在し、有機的に関連していることが明らかとなっている。

したがって、上ノ国市街地遺跡など関連遺跡との連携を図るとともに、「上之国館跡」として一体的かつ

有機的な連関が図られるよう、ネットワーク上の史跡、歴史的建造物、ガイダンス施設などの全体における位置づけをそれぞれ明確にしなが、効果的な整備活用を図っていくものとする。

## 1 花沢館跡

花沢館跡の縄張りについては、虎口とされる城館の出入口や、館頂上部に至る前面の緩斜面でみられる複数の腰曲輪状の平坦面が未確認であるため、今後発掘調査を行った上で内容の確認を行う。

頂上部後方にみられる土塁や堀切などは、草刈りを実施して遺構の形状を視認できるように整え、また、頂上部から対岸に位置する洲崎館跡が見通せるよう樹木の選択的伐採を行い、植生管理に努める。

整備にあたっては、花沢館跡から勝山館跡に連なる丘陵地帯と一体的な景観形成や自然環境の保全に配慮する。

## 2 洲崎館跡

洲崎館跡は、現在までのところ、明確な城館関連の遺構が検出されていない。また、北側に造営されたと伝わる毘沙門堂の所在なども不明であるので、城館としての規模や構造（縄張り）、その性格の正確な把握のため、土塁状遺構、堀切、柵と想定される箇所を中心に、神社推定地や湊跡についても遺構確認調査を実施し、今後の見通しを立て整備を行うものとする。

なお、指定地の約6割は飛砂防備保安林や防風保安林で占められているため、樹根の成長に伴う本質的価値である遺構の毀損、保全養生を含め、保安林のあり方や更新時の工法について関係部局との調整が必要となる。更新の際の造成樹種については、在来樹種を多く用いるなど景観に配慮した施業を提案することとする。

## 3 勝山館跡

勝山館跡は、主郭である第二・三平坦面で7割ほど整備が行われたが、主郭左右の切岸下の寺ノ沢跡用水施設や鶴の池、華ノ沢倉庫群では整備が行われておらず、史跡を理解する上で十分でないという指摘がある。

しかしながら、過去の整備に伴って年間の維持管理経費も増嵩しており、今後は整備箇所を分散させることなく、勝山館跡を南北に縦断するルート沿線に絞って整備を進めることとし、当面、勝山館跡の登り口に位置する物見跡、荒神堂跡等の復元的な整備や、斜面崩落地の法面保護などの災害対策を優先的に進める。

また、史跡の景観にそぐわない宮ノ沢川と寺ノ沢川のコンクリート三面張り水路については、自然石の石積みに変えるなど史跡の本来的な水辺環境の復原に向け検討を加えるものとする。

過去に整備した箇所では、経年による老朽化・毀損等も予想されるため、再整備を検討する。その際は、現在の科学技術等の進展に合わせた新しい手法で整備を行い、見学者にわかりやすい情報の提供に努める。

景観については、戦後に植林され樹冠を拡げる二次林である杉やトドマツ等が眺望景観を阻害しているので、夷王山山頂から館跡主体部が、中央通路から対岸の洲崎館跡が見通せるよう樹木の選択的伐採を行い、植生管理に努める。

勝山館盛行期における「ミズナラブナ」を中心とした景観（古環境）の復元は、現況植生の分析結果に基づき植生管理の方針を定め、機会を捉えて実現に移すこととする。

### (夷王山墳墓群)

夷王山墳墓群（第Ⅰ～Ⅵ地区）などの墳墓は、館に居住していた住人たちの精神世界の指標となる遺構であり、館の性格を解明する上できわめて重要である。したがって、地中レーダー探査など物理的探査の手法によって墳墓の内容確認を行い、併せて、古刹上國寺などの墓所内の墓誌等の調査を行う。ただし、墳墓の内容確認調査については、意見が分かれるところであるので、慎重に対処することとし、現状保存に努める。

また、墳墓群で見ることができる墳墓の表示杭は、昭和56年度の測量調査で確認された墳墓に番号を付したものであるが、現状は表示杭が欠損したりして、番号が認識できないものも多くなっているため、表

示方法を工夫するなど墳墓の表示杭の更新を行う。

### 第3節 遺物等の保存と利活用

重要文化財として指定された「北海道上之国勝山館跡出土品」は、常設展示できる施設をもたないので、重要文化財に相応しい常設展示可能な施設の開設について検討を加える。併せて、上之国館調査整備センターで収蔵保管している出土遺物のなかには、重要文化財に匹敵する出土品が数多くあり、また当該施設は耐用の限界に達しているので、防火上の観点からも収蔵保管施設の建設についても早期に検討を行う。それら施設の建設・開設にあたっては、収蔵・展示スペースのほかに、出土遺物等の整理分析や保存処理などの作業空間、民俗資料や文献資料などの整理保管空間などを確保する必要があるため、総合的かつ一体的な建物の空間利用について検討を加える。展示公開スペースはバリアフリーの対策を講ずることとする。また、出土遺物のうち、金属製品や木製品など劣化が進行する脆弱遺物は、化学的な保存処理を計画的に実施する。

出土遺物の展示公開は、当面の間、現有のガイダンス施設や旧笹浪家住宅において展観テーマを定め行っていくこととするが、常設展示施設の開設を待って、展示公開方針を定め、一層の公開活用の促進を図る。

### 第4節 歴史的建造物の整備と活用

指定地内には、上ノ国八幡宮本殿、砂館神社本殿、上國寺本堂など史跡の歴史と不可分な関連を有する建造物が所在することから、これら歴史的建造物の価値維持のため所要の整備を行う。

とくに、勝山館跡のエントランス部分に位置している上國寺本堂、上ノ国八幡宮本殿、旧笹浪家住宅については、歴史的建造物の整備に止まらず、周辺環境を整備し、史跡環境の魅力の一層の増幅に努める。史跡内の建造物は現状保存を原則とした整備を行うこととするが、境内地で建造物と不可分な関係にあるものについても、現状保存のための措置が必要である。

なお、これら建造物の整備内容の精査や進め方などについては、所有者等と事前に協議を重ねるものとする。

#### ○ 上ノ国八幡宮本殿

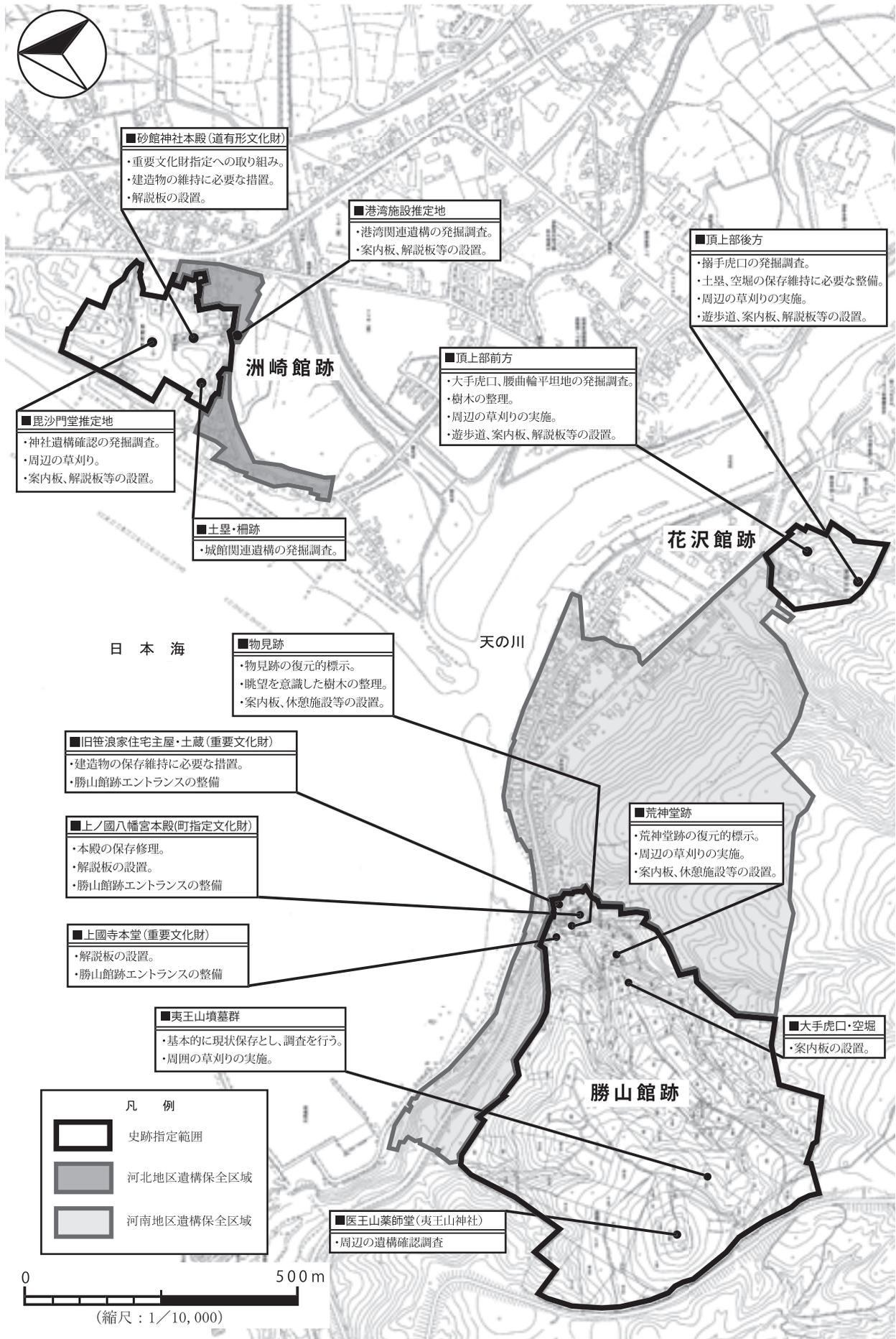
上ノ国八幡宮本殿は道内でも貴重な建造物であることが明らかとなったが、覆屋に納められているとはいえ、破損腐食箇所が多くみられるので、今後保存修理に向けた検討を行っていく。

#### ○ 砂館神社本殿

本殿の外観には、破損・腐食箇所が多くみられるため、建築学的な調査を行い、古建築としての評価を行った上で更なる保存に向けた取り組みを行うものとする。その他参道については亀裂等の劣化がみられるため、現状維持の措置を講ずる必要がある。

#### ○ 旧笹浪住宅（主屋・土蔵、米・文庫蔵）

重要文化財の土蔵に隣接する未指定の米・文庫蔵について、更なる保存に向けて取り組むこととする。旧笹浪家住宅（主屋）の西側に建物が取り付いた痕跡が残っているので、明治20年前後の銅版画に基づき復元し、体験施設として機能の充実を図る。



第34図 史跡上之国館跡 整備計画区分図